

社団法人 川口法人会コンプライアンス規程

平成19年12月21日

第1部 法人会の行動規範

1. 法令等の遵守

法令を遵守し、法人会の基本指針に則って、公明正大な法人会活動を行い、地域社会の信頼に応えます。

2. 地域社会とのコミュニケーションの促進

地域社会の声に積極的に耳を傾け、必要な情報を幅広く適時、適切に開示し、開かれた法人会として地域社会とのコミュニケーションの促進をはかります。

3. 地域社会との共存・共栄

地域社会の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存・共栄を目指します。

4. 環境保全への寄与

環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与します。

5. 会員および地域住民からの信頼の獲得

会員および地域住民のニーズにかなうサービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、会員情報等を適切に保護・管理し、地域住民の信頼を獲得します。

6. 取引先との信頼関係の確立

公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展をはかります。

7. 職員の自己実現への環境づくり

職員の人格、多様性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような職場環境をつくります。

8. 上部機関および会員の理解と支持

公正かつ透明性の高い法人会経営により、上部機関や会員の理解と支持を得ます。

9. 政治・行政との健全な関係

政治・行政とは健全かつ透明な関係を維持し、不当な癒着や公正さを欠く活動を行いません。

10. 反社会的勢力等への対処

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません。

第2部 組織の一員としての行動規範

1. 内部ルール等の遵守

役職員は、定款などの内部規則に定められた事項を守り、同規則に則って忠実に職務を遂行します。業務上の判断やその実施に際し、内部規則に反せず、組織の利益に合致するかどうかを常に考えます。

2. 利益相反行為の禁止

役職員は、自己の利益と会社の利益が相反することのないよう行動します。例えば、業務を通じて得られた人間関係、顧客の信用情報等を使って、自分の個人的利益を追求したり第三者に供与することなどは行いません。

3. 法人会財産の尊重

役職員は、公私を区別し法人会財産を使用、管理します。すべての財産は、仕事を遂行するという目的で、私たちに貸与あるいは提供されているものです。従って、法人会の備品や消耗品を持ち帰ることは言うまでもなく、業務の遂行と関係なく、インターネットや電子メールを使用しません。

4. 服務規律の遵守等

役職員は、就業規則の服務規律を遵守します。また、旅費や交際費、労働時間、有給休暇等に関する報告を正確かつ速やかに行います。

5. 非公開情報の扱い

役職員は、仕事を通じて得られた非公開情報について、秘密を保持します。また、これらの情報が不注意により外部にもれることのないよう十分注意を払います。

6. 贈答・接待、リベート要求等の禁止

役職員は、贈答や接待を慎み、また、自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現でも取引先に金品や接待を絶対に求めません。また、取引先との関係では、いかなる便宜供与も受けません。

7. 政治や行政に対する姿勢

役職員は、政治や行政に対し健全で透明な関係を保ち、関係法令を遵守し、他の役職

員の思想信条の自由を阻害しないよう行動します。

8. 対外文書の発行

役職員は、対外文書を法人会名にて発行しなければならないときは、責任者にその内容を連絡し、適切な指示を受けます。

9. 広報の発行

法人会が広報を発行する際には、あくまでも責任者を通じて正式に行います。

以上